

**THE LICENSING EXECUTIVES SOCIETY JAPAN**

2017年10月19日

**会員各位**

日本ライセンス協会　関西研修委員会

〒550-0004 大阪市西区靱本町1-8-4

（一財）大阪科学技術センター内

TEL.06-6443-5320 FAX.06-6443-5319

第４１５回　関西月例研究会

**「知財契約担当者もこれだけは知っておくべき民法改正」**

**―　ライセンス契約を含めた契約実務への影響　―**

**開催日：２０１７年１２月１２日（火）１４：００－１７：００**

**場　所：大阪科学技術センター　７階　　７００号室**

**講　師：弁護士　中務　尚子　氏 (弁護士法人 中央総合法律事務所)**

拝啓　会員の皆様方には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

　また、平素より当協会の活動にご協力、ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、１２月度の月例研究会は、「知財契約担当者もこれだけは知っておくべき民法改正―ライセンス契約を含めた契約実務への影響―」と題し、数多くの契約案件に携わられている弁護士法人中央総合法律事務所の中務尚子弁護士をお招きしてご講演頂くこととなりました。

（講演概要）

本年５月に改正民法が成立し、我が国における契約のルールが約120年ぶりに見直されました。各企業におかれましては、改正民法が契約実務に与える影響について、精査を進められていることと存じます。ライセンス契約につきましては、当初改正民法において新たな規定を設けることが検討されていましたが、最終的には、本改正での対応は見送られることとなりました。しかしながら、民法が我が国における契約の成立・履行に広く適用される法律である以上、改正内容を知っておくことは、契約担当者にとって必須となっております。

本講演は、普段なかなか民法に馴染のない契約ご担当者にもわかりやすく改正内容をご説明いただくことを目的とした、基礎的な知識から実践的な対応策まで取得できる入門編です。また、現在改正民法の影響をご検討中のご担当者にとっては、知識の再確認だけでなく、実務上の留意点についてご確認いただける場となります。本講演では、まずは簡単な売買契約を例に、具体的な実務の場面を想定しながら改正内容についてご説明いただくとともに、その改正内容が、知財関連契約（ライセンス、ソフトウェア使用許諾、供給、技術移転契約等）にも影響を及ぼすのかどうか、及ぼす場合はどのような影響があるのかについてもご解説いただきます。

　本講演は、契約実務に関わる法務担当者や知財担当者のみでなく、広く知財、ライセンス等に関る専門家にとっても、示唆に富む有用な情報が得られる機会と思われます。会員の皆様の多数のご参加をお待ちしております。

また、月例研究会の終了後に講師を囲んで簡単な懇談会を開催いたします。是非、ご都合をお付けの上懇談会へのご出席もお願いいたします。

敬具

＊なお、本月例会は、日本弁理士会の継続研修としての認定を申請中です。本研修を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として選択科目：２．５単位が認められる予定ですので、受講の際に受付にてその旨お申し出下さい。

**講師略歴**

1991年　京都大学法学部卒業

1994年　弁護士登録

1994年　中央総合法律事務所入所

2005年　米国ノースウェスタン大学ロースクール留学

2005年　Leydig, Voit & Mayerシカゴオフィス勤務（～2006年）

2006年　ニューヨーク州弁護士登録

2008年　京都大学法科大学院 非常勤講師（～現在）

2015年　ナカバヤシ株式会社監査等委員（社外取 締役）（～現在）

**著書**

「グループ企業間の商標ライセンスと移転価格税制」（共著）（日本ライセンス協会　2008年）

「ウィーン売買条約 海外取引リスク回避の留意点」（ビジネス法務　2009年）

「非専用品型間接侵害と差止請求の成否」（知財ぷりずむ　 2014年5月）

「均等侵害を認めた一事例と時機に後れた攻撃防禦方法の考察」（知財ぷりずむ　2015年2月）

「UPOV条約についての考察～育成者権の権利範囲確定の視点～」（Law & Technology　2017年7月号）

「ICLG Patents 2018 (Japan Chapter)」(ICLG　2017年9月)

**１．[研究会]**

　と　き：２０１７年１２月１２日（火）１４：００－１７：００

ところ：大阪科学技術センター７階　７００号室

講　師：弁護士　中務　尚子　氏 (弁護士法人　中央総合法律事務所)

司　会：関西研修委員　藤原　美由季　（小野薬品工業株式会社）

参加費：正会員５,０００円（同一組織のメンバーを含む）、継続会員２,０００円

一般１０，０００円

**２．［懇談会］**

と　き：２０１７年１２月１２日（火）１７：００－１８：００

ところ：大阪科学技術センター地下１階　多目的室

参加費：１，５００円

**３．［参加申し込み］**

* 申込期限：２０１７年１２月５日（火）

＊LES Japanウェブサイト【http://www.lesj.org/workshop/monthly/west.php】

または、下記FAX用紙にて、関西本部事務局宛お申込み下さい。

**【次回のご案内】**

　日　時：２０１８年１月１８日（木）→**２０１８年１月２５日（木）に変更**いたします

　テーマ：「特許法上の証拠収集と

データ取引に関する不競法の法改正動向」（仮）

講　師：杉村　純子　氏（日本ライセンス協会　会長

　　　　　　　　　プロメテ国際特許事務所　所長）

司　会：桂　均 （パナソニックＩＰマネジメント（株））

------------------------------------------------------------------------------

日本ライセンス協会関西本部 　　担当：吉岡 奈美　行

ＦＡＸ：０６－６４４３－５３１９

**第４１５回関西月例研究会（１２月１２日）**に参加申し込みます。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ○参加,×不参加 | | 参加者氏名 | 団体名／所属･役職  TEL・FAX／E-mail  （注１） | 継続会員は  ○印を記入  （注２） | 申込みのきっかけ  ○印をご記入  ください |
| 研究会 | 懇談会 |
|  |  |  |  |  | メール／ＨＰ  ／近経局ﾒﾙﾏｶﾞ  ／ﾊﾟﾃﾝﾄｻﾛﾝ |
|  |  |  |  |  | メール／ＨＰ  ／近経局ﾒﾙﾏｶﾞ  ／ﾊﾟﾃﾝﾄｻﾛﾝ |
|  |  |  |  |  | メール／ＨＰ  ／近経局ﾒﾙﾏｶﾞ  ／ﾊﾟﾃﾝﾄｻﾛﾝ |

（注１）会員名簿に記載の所属団体名･役職･住所等に変更のない方は氏名のみで結構です。

（注２）継続会員とは、55歳を超えて勤務先を退職した後も個人で会員資格を継続し、

特別の年会費（2万円）を適用されている正会員です。

（詳細は会員名簿の規則または[ホームページ](http://www.lesj.org/signup/)をご参照ください。）。

☆会場への案内図（http://www.ostec.or.jp/access.html）